明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○会社法の一部を改正する法律（七〇）　七
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（七一）　六
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（七二）　四
○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律（七三）　四
〔政　令〕
○法務局における遺言書の保管等に関する政令（一七八）　六
○大学等における修学の支援に関する法律の施行期日を定める政令（一七九）　六
○スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令（一八〇）　六
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（一八一）　六
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　三
〔府令・省令〕
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　三
〔省　令〕
○オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令（文部科学二六）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇会社法の一部を改正する法律（法律第七〇号）

（法務省）

1　株主総会資料の電子提供制度

㈠　電子提供措置をとる旨の定款の定め

株式会社は、取締役が株主総会の招集の手続を行うときは、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるものをいう。以下1において同じ。）をとる旨を定款で定めることができることとするとともに、電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めを登記しなければならないこととした。（第三二五条の二及び第九一一条第三項第一二号の二関係）

㈡　電子提供措置及び株主総会の招集の通知等の特則

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、当該株式会社が取締役会設置会社である場合等には、株主総会の日の三週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後三箇月を経過する日までの間（以下1において「電子提供措置期間」という。）、株主総会の日時及び場所等の一定の事項（以下1において「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないこととするとともに、電子提供措置をとる場合における株主総会の招集の通知等の特則を設けることとした。（第三二五条の三及び第三二五条の四関係）

㈢　書面交付請求

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二九九条第三項の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができること等とした。（第三二五条の五関係）

㈣　電子提供措置の中断

㈡にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断が生じた場合において、電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないことなどの一定の要件を満たすときは、その電子提供措置の効力に影響を及ぼさないこととした。（第三二五条の六関係）

㈤　その他の規定の整備

種類株主総会について㈠から㈣までと同様の規律を設けることとした。（第三二五条の二及び第三二五条の七関係）

2　株主提案権

取締役会設置会社の株主が、取締役に対し、株主総会の目的である事項について当該株主が提出しようとする議案の要領を株主総会の招集の通知に記載等することの請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が一〇を超えるときは、第三〇五条第一項から第三項までの規定は、一〇を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しないこととした。（第三〇五条第四項及び第五項関係）

3　取締役の報酬等

㈠　報酬等の決定方針

(1)　監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第二四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの及び監査等委員会設置会社の取締役会は、株主総会の決議等による取締役（監査等委員である取締役を除く。以下(1)において同じ。）の報酬等の内容についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならないこととした。（第三六一条第七項関係）

(2)　第三六一条第四項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項各号」に改めることとするなど、所要の整備をすることとした。（第三六一条第四項及び第三九九条の一三第五項第七号関係）